

国立大学法人京都大学教職員給与規程及び国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																																																																
<p><b>国立大学法人京都大学教職員給与規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略) (俸給の調整額)</p> <p>第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級（職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる第5条第2項の規定により決定される職務の級。以下「標準級」という。）に応じた調整基本額（その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の25を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の25に相当する額とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第1～第6 (略)</p> <p>別表第7</p>	<p>(俸給の調整額)</p> <p>第11条 (同 左)</p> <p>別表第1～第6 (同 左)</p> <p>別表第7</p>																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">勤務箇所</th> <th style="width: 5%;">支給 職種</th> <th style="width: 15%;">職務内 容</th> <th style="width: 50%;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>原子炉実験所</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">}</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>原子炉実験所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所	支給 職種	職務内 容	調整数		(略)				16	原子炉実験所	}	(略)		17	原子炉実験所		18	原子炉実験所		19	原子炉実験所		20	原子炉実験所		21	原子炉実験所		22	原子炉実験所		23	原子炉実験所		24	原子炉実験所			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">勤務箇所</th> <th style="width: 5%;">支給 職種</th> <th style="width: 15%;">職務内 容</th> <th style="width: 50%;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">}</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>複合原子力科学研究所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所	支給 職種	職務内 容	調整数		(同 左)				16	複合原子力科学研究所	}	(同 左)		17	複合原子力科学研究所		18	複合原子力科学研究所		19	複合原子力科学研究所		20	複合原子力科学研究所		21	複合原子力科学研究所		22	複合原子力科学研究所		23	複合原子力科学研究所		24	複合原子力科学研究所		
	勤務箇所	支給 職種	職務内 容	調整数																																																																													
	(略)																																																																																
16	原子炉実験所	}	(略)																																																																														
17	原子炉実験所																																																																																
18	原子炉実験所																																																																																
19	原子炉実験所																																																																																
20	原子炉実験所																																																																																
21	原子炉実験所																																																																																
22	原子炉実験所																																																																																
23	原子炉実験所																																																																																
24	原子炉実験所																																																																																
	勤務箇所	支給 職種	職務内 容	調整数																																																																													
	(同 左)																																																																																
16	複合原子力科学研究所	}	(同 左)																																																																														
17	複合原子力科学研究所																																																																																
18	複合原子力科学研究所																																																																																
19	複合原子力科学研究所																																																																																
20	複合原子力科学研究所																																																																																
21	複合原子力科学研究所																																																																																
22	複合原子力科学研究所																																																																																
23	複合原子力科学研究所																																																																																
24	複合原子力科学研究所																																																																																
<p>別表第8～第11 (略)</p> <p><b>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制)</p>	<p>別表第8～第11 (同 左)</p> <p>第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制)</p>																																																																																

第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。

(中略)

別表第1・2 (略)

別表第3

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)				
原子炉実験所に勤務する教職員のうち、 <u>原子炉実験所</u> 長が指定する者	(略)		午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後1時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後9時まで又は午後8時30分から翌日午前9時まで	<u>原子炉実験所</u> 長が定める1時間30分
			午後1時から午後5時30分まで	—
			午後2時45分から翌日午前9時まで	<u>原子炉実験所</u> 長が定める2時間45分
			午後7時15分から翌日午前9時まで	<u>原子炉実験所</u> 長が定める1時間30分
(略)				

別表第4・別表第5 (略)

第16条

2

(同左)

別表第1・2 (同左)

別表第3

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(同左)				
<u>複合原子力科学研究所</u> に勤務する教職員のうち、 <u>複合原子力科学研究所</u> 長が指定する者	(同左)		午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後1時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後9時まで又は午後8時30分から翌日午前9時まで	<u>複合原子力科学研究所</u> 長が定める1時間30分
			午後1時から午後5時30分まで	—
			午後2時45分から翌日午前9時まで	<u>複合原子力科学研究所</u> 長が定める2時間45分
			午後7時15分から翌日午前9時まで	<u>複合原子力科学研究所</u> 長が定める1時間30分
(同左)				

別表第4・別表第5 (同左)

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。